

第3章 国民の権利及び義務

第27条 勤労の権利及び義務

この講座では、第11条（基本的人権）から始まり前回の第25条（生存権）まで、私たち国民が本来持っている「権利」について討論してきました。今回も「勤労の権利」について討論することになります。初めて「勤労の義務」という「義務」について討論することになります。

日本国憲法は国民の義務として、第26条（教育）、第27条（勤労）、第30条（納税）の三つをあげています。この講座の今後の予定を見ますと、この「義務」について討論する機会は少ないようですので、今回はこの点に触れながら討論を進めたいと思います。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2. 賃金、就業時間、休憩その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3. 児童は、これを酷使してはならない。

主権者たる国民の義務

司会Ⅱ 国民の人権を保障している憲法に3つも義務があるのはおかしいのでは」と疑問を呈する人がいるようですが、皆さんはこのことについてどう思いますか。

KⅡ今の社会で生きていくには、好き勝手には生きることができないし、社会の規律、規則のもとで生活しないと成立しないと思います。個人個人がバラバラでは社会が成立しない。みなが分担していることを漠然と思うし、それが義務に通じるのではないでしょうか。

MⅡ納税は義務を負う。勤労の権利を有し義務を負う。ところが、教育は少し違うと思います。だれもが一市民として成長し人格形成のために必要な学習をする権利を持っています。特に子どもは必要な教育を大人に対して要求する権利を持っています。明治憲法は、国民は教育を受ける義務を負う、なんです。戦前の教

◆みんなの学習講座

育は国に都合のいい教育でした。現憲法では、基本的にどういいう教育を受けるかは自由です。

○Ⅱ日本国憲法は立憲主義に基づいている、とこの講座で学習してきました。その国を縛るべき、権力を縛るべき憲法にもかかわらず、国民に課せられたこの3つの義務は不自然だと思いません。

ⅡⅡそうですね。個人の権利を制限したり義務を課したりするのは、立法府である国会で法律という形式をもってすることです。日本国憲法は、立憲主義に基づいて国家権力を抑制し、国民の自由と権利を確保しようとするものであるので、憲法に国民の義務が謳われることはおかしいですね。

ⅡⅡわたしは、国家の三要素として領土、国民、統治権を習いました。国民不在では国家は成り立ちません。国民である私たちは皆、生まれて、育つて、働いて、老いて、死にます。だから、国民を継続的に再生産しなければ国家は存続しませんが、それは一体誰の役割か。私たちが

家庭で子どもをつくり、教育を施し、その二世に引き継いでいく。つまり、国民を再生産する義務は、国の「主権者」である私たちにあるということだと思いません。納税の義務は、自分たちの国ですからその経費は当然、自分たちで出していることとなるのではないのでしょうか。

ⅡⅡ納税の義務については、アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスの憲法に納税の義務は書かれていないそうです。納税は法律で国民に義務を課せばいいということでしょう。ただ日本国憲法の場合、戦争に敗れ国家再建という状況下でつくられたので、勤労、教育、納税は、全国民が力を合わせて国家を再建していくという意味ではないのでしょうか。

ⅡⅡさんが言われる通り、主権者たる国民が、この国を作っていますから、自分たちが作った国なんだから、その国を動かす費用は自分たちで払いましょう、という意味合い程度でとらえたらいいかと思えます。本質は、憲法は人権を守るための法ですから、権利や自由の規定が当

たり前なんですね。

○ⅡⅡ自民党草案の中には義務規定が、いっぱいあります。今の憲法は、国民の権利ばかりが多く、義務を負っていないというのが自民党の攻撃です。現憲法に書かれた勤労の義務は、せいぜい働く能力があつて働かない人は、生活保護を申請できない程度の法的拘束力のないものでプログラム規定と言われています。また、4月に消費税増税がされましたが、資本主義国家における富は労働者に対する搾取によつていますが、それだけにとどまらず税として二重に搾取と収奪の構造がつくられていることをとらえておくことが大事だと思います。

生存権を前提とした勤労の権利

司会ⅡⅡここで本題に戻したいと思えます。憲法でいう勤労とは、一般的に言われている労働と同じ意味ですが、義務と同時に権利として明記されています。私有財産の自由を認めている憲法の下では、雇

用契約の自由も当然認められるはずでは、なぜ勤労権としているのでしょうか。

S 資本主義は弱肉強食の社会です。だから、自由競争で富める者は、どんどん富み、貧しい者同士の中でも差ができる社会です。ほつといたら弱い者は、結婚もできず子育てもできない人たちが増え続け、国家存亡の危機にさらされることを歴史が証明してきました。だから、近代憲法のなかには、弱い立場にある労働者を守るための項目が謳われるようになったようです。

D その意味では、今日の勤労権は単なる自由権でなく、勤労の機会を要求できる権利であるといわれていますよ。

S 「生存権」を前提としているのですから、その手段としての勤労も権利と承認されるといえることですね。

K 働かなくても最低限の生活は保障されるということですか。

S そうではなく、「生存権」は範囲が広いですが、「勤労権」は勤労能力があ

るものだけが持っているものだと思います。勤労の意思と能力を持っていないがその機会を得られないのは、国の経済組織の不備によるもので、国家はこれにたいして勤労の機会を提供し、その「生存権」を保障する義務を負っているのです。**I** 病気とかで働けない場合は、生活は保障されるということだと思おう。

す。生活保護費をもらって、働かない方がいいという状況が生まれています。自民党は、さらに最低の生活を引き下げようとしているわけですね。

K 忘れて働かない場合は、生活保障はないということですね。

M 働けない人に対しては、生活が保障されるといいますが、判例がいろいろあつて生活保護規定も変化しています。1980年代の行革のとき、見直しがあつて、生活保護世帯がぐっと減りました。最高裁でも生活保護規定は、国に課したものでなく、努力目標という判断です。

O 以前、集団訴訟で生活保護費切り下げによる生存権を脅かすことについての判例がありました。

Y 私の職場の非常勤職員は、950円／時間で1か月14〜15万円くらいです。これは、生活保護費より低い収入状況で

弱者である労働者は 守られているのか

司会 国家構成員の圧倒的多数を占める、働いて賃金を得て生活をしている労働者、国の主権者たる労働者の実態はどうなっているのでしょうか。ここでもう少し出し合つてみたいと思います。

M 今の日本の労働者の多くは、命令と服従の職場で高いノルマと競争にさらされ、生き残るために必死の思いで働いています。心身症や過労死、そして自殺などはそれを象徴しているように思います。

◆みんなの学習講座

派遣社員の代表としてたかう沼田さんは、茨城新聞のインタビュを受け3月30日の茨城新聞の一面に大きく掲載されました



○Ⅱ働く場があっても非正規、働いても働いてもワーキングプア。非正規で働く労働者の平均年収は168万円で、その数は2000万人に達しています。
YⅡ大卒の初任給がかなり低いわけです。ざっと18万円くらいです。企業は発表してないですが、低水準が続いています。これでは、所帯を持って一家の生活を支えるのが困難です。勤労の権利とは、国が働ける環境整備をするのが憲法で言っている勤労の権利と我々は捉えるべきで

す。

IⅡ私の職場に31歳になる非常勤職員Bさんがいます。Bさんは以前ホテルマインで、そこを辞めて入ってきました。ホテルを辞めた理由は、二百時間に近い残業が当たり前で、ほとんどホテルで寝泊り状態だったそうです。フロント係をやりながら営業もやり空き部屋のベッドメーキングをやり、家に帰ってもすぐ呼び出しがかかり、死ぬ思いだったそうです。家族と話し合って辞めたとのことですが、今の職場でも超勤は多少ありますが、比べ物にならないと話していました。

SⅡ大学生の就活は3年生から始まりまず。正規採用を目指し自分自身で対処の仕方を学んでマインドコントロールしてしまします。その繰り返しでやっと就職したらブラック企業ということもあります。そして多くの学生が、自分らしさを失い、自信と誇りを失っています。

YⅡブラック企業に入社して追い込まれても、自分の能力不足と判断してしまします。自分の能力不足のせいで劣悪な職

場環境が当たり前に見えてしまうということですが。

MⅡ大卒でも正社員になれない人が沢山います。だから、派遣社員になってしまおう。その時のダメージはものすごくいいと思います。だから、そこから、ほとんどの人は這いあがれません。

SⅡ会社では、とても達成できそうもないノルマを与えられ、死ぬ気で働いても追いつかない。それも自分の能力不足と思ひ込んでしまう。

MⅡ我々は70年代の高度経済成長時に、就職したわけで、正規雇用が普通でした。しかし、今は、その条件がありません。自分の子どもに、今何が欲しいと聞くと金でなくて、休みたいといっています。20日間年休があってもほとんど切り捨てています。インフルエンザで休んだ時も「結婚しているのに健康管理ができていないね」と上司に言われたそうです。

KⅡうちの娘も勤めているけど、休暇を取らないで働いています。良く我慢していると思います。サービス残業も当たり

前のようです。

H II うちの倅も家を借金で新築し、家族を守るために大変厳しい状況です。だから、実家へ来るといろいろ物を持って帰ります。今も昔も資本は、労働者から搾り取るのと同じです。企業は、莫大な内部留保を抱えています。だから、それを吐き出させる闘いをしなければなりません。だから政府が賃上げというのは本末転倒です。

O II ニートとか働く能力があるのに働かないのは、勤労の義務を果たしていないという人がいます。しかし、多くの人は働こうとしているのです。ところが、働く場がない。これは、勤労の権利を国が保障してないということだと思います。T II 今のブラック企業、ワーキングプア、25条の条件を満たさない様な働き方、過労死になる様な働き方を放置していることは、労働者の寿命が短くなることにつながり、国が勤労の権利を保障していないと議論になっています。本来憲法でいう勤労の義務とは、健康で文化的な生

活をするために国民は皆で働いて、皆で分け合って価値を生産して国をつくっているのだと思います。今のように富と貧困が極端に分かれている状況は、憲法違反の状態です。

憲法を自分たちのものに

していない労働者

司会 II 封建時代に「生かさず殺さず」という言葉がありました。憲法で保障されている現代、まさにこの言葉が当てはまる実態が出されました。では私たちはどうしたらいいのでしょうか。

S II 憲法は国のあるべき姿を表しています。具体化するには法律にしなければなりません。そこにヒントがあると思います。M II なぜ労働基本権といわれる「労働権」、「団結権」、「団体交渉権」、「団体行動権」を憲法で規定しているのでしょうか。それにとどまらず第27条2項では賃金、就業時間、休憩その他の勤労条件は法律で定めなさいと立法措置を命令し

ています。労働者は国が守らなければならない存在なのです。ほつておいたら国の存亡にかかわる事態になることを知っているのです。

K II しかし基本的には自由競争ですから、保護があるからといって黙っていたらどんどん押しこまれますよね。現状がまさにそれを示しますよね。現状がまさに

M II でもこういう状況にしてしまったのは、我々のせいかもしれません。労働運動をまともに続けて来なかった「つけ」かもしれません。これを次世代へ回すことを避けるには、今何ができるか考えることです。

Y II 闘う権利があるのに闘わないから、現状がダメになっている。団結権、争議権が認められていても、それを指導するナショナルセンターがしっかり確立しないと闘えない。労働組合組織率も17・9%しかありません。

I II 私は、就職した時には労働組合に興味がありませんでした。でも、組合の活動を通じて労組の意味がわかってきまし



た。今の若者にはその活動の機会がない。闘いのモデルが見えていないし、知らないと思います。

H 教育基本法や学習指導要領を詳しく見たことがないので何とも言えませんが、どうも今の学校教育では、この大事な部分を教えないように思います。

S 同感です。国旗国歌という前に、生きていくために必要なこの部分を徹底的に教えるのが文科省の役目です。

M 誰が主導権を持って教育行政を展開しているのか。はっきりしてませぬ。

Y そんな教育を受け、会社の教育を受け、労働組合活動の場もなく、労働者の権利意識が高まるとは思えません。

S 憲法を守らせ具体的な権利として享受するには、法律や協約、規則というものをつくらせるしか道はありません。そこには相手を譲歩させる闘いが必要です。

O その闘いを起こし、闘い続ける体制をどうつくり上げていくのか。社会の構造と仕組みを知った私たちが、もう一人の仲間をつくり続けるしかないように思

います。

司会 最後に自民党草案が何をめざしているのか。分析の手助けとして少し述べたいと思います。

自民党草案の 27 条は、ほぼ現行通りですが、現状の三つの義務のほかに、草案では、第 3 条で国旗国歌を条文として「国民は国旗及び国歌を尊重しなければならない」と国旗国歌法を憲法に格上げしています。また、第 12 条では「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」と国民に向けて規制をかける規定を増やしています。そしてなにより、第 102 条で「全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない」と規定し、立憲主義を否定しているところに自民党の本音が隠れているように思いました。

今回は「労働者の団結権」になります。いよいよ労働者の持っている具体的な権利について触れていきます。